

# 中泊町農業委員会会議録

令和2年7月10日

中泊町農業委員会

令和2年度 中泊町農業委員会 7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 13時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 委員会室2

3. 出席委員 (13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (人)

委 員	3番	工藤 輝雄	3番	工藤 輝雄
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第8号 農地法第18条第6項による通知書について

第4 【議案】

議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第13号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 「農業委員会の適正な事務実施について」の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

## 7. 会議の概要

事務局 (課長)	<p>ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会7月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席者数は15名中13名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、11番外崎満幸委員と12番神良一委員の2名を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と外崎主事を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第8号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局 (古川)	<p>3ページをお開き下さい。報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和2年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、基盤整備事業による機構関連の解約の12件でございます。解約合意日は6月の日付ですが、機構の設定期間により引き渡しは10月31日となっております。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告8号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議 長	<p>無いようですので次に議案の審議に入ります。</p>
	<p>◎議案第12号</p>
議 長	<p>議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局 (古川)	<p>31ページをお開き下さい。議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。令和2年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
議 長	<p>議案第12号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。</p>

大川委員

それでは報告いたします。  
去る7月1日、私と澤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。  
本議案の農地法第5条の転用許可申請が1件ございました。申請地は尾別字胡桃谷の1筆の田であります。調査した結果、面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。以上ご報告いたします。

議 長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局  
(古川)

それでは、説明いたします。  
32ページをお開きください。受付番号3番、尾別地域の胡桃谷地内の田1筆、面積は2,415㎡のうちの586㎡です。転用目的は、風力発電設備建設に伴う設備輸送運搬路として利用することです。周辺農地等への支障につきましては、飛散や流出の防止をすることから問題ないものと思われま。許可基準に定める農地区分としては、第1種農地に該当。当該地は原則許可できない農地ですが、不許可の例外として仮設工作物の設置その他一時的な利用(3年以内)である場合許可できることとなっておりますので、許可相当と認められます。運用通知としましては、第1種農地「第2の1の(1)のアの(イ)のC」を適用しております。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第13号

議 長

続きまして、議案第13号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(古川)

37ページをお開き下さい。議案第13号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の13定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和2年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。令和2年7月7日付中農政第131号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

40ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡となっております。

受付番号23番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、宮川字霞の農地2筆、地目は田、面積は5,445㎡です。売買価格は190万6千円です。対価の支払い期限は令和2年7月30日を予定しております

所有権移転につきましては以上です。

今月の利用権設定は基盤法による再設定が1件、農地中間管理事業による新規が36件となっております。44ページをご覧ください。

受付番号43番は、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

次に48ページをご覧ください。こちらは、農地中間管理事業による利用権設定です。こちらは、1枚目に所有者から機構への賃貸、2枚目に機構から所有者への賃貸とセットで並べておりますので、よろしくお願いいたします。

機構20-1から5番までが機構をとおしての使用貸借となっております。

次の20-6番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の4筆の「田」15,165平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次に、機構20-7から9番までが機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-10番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内37筆の「田」12,764平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-7から9番までが機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-21番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の2筆の「田」10,214平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-22・23番も機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-24番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は中里地内他7筆の「田」4,819平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-25番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内4筆の「田」11,940平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-26番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内1筆の「田」2,626平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-27番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は中里地内他11筆の「田」17,003平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次の機構20-28・29番は機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-30番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮川地内5筆の「田」23,603平方メートルです。期間が17年で土地改良費は貸主負担。貸借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

機構20-31番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は尾別地内4筆の「田」10,924平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり18,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

機構20-32から36番は、機構をとおしての使用貸借となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

#### ◎議案第14号

議長 次に、議案第14号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (古川) 85ページをお開き下さい。議案第14号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、「農業委員会の適正な事務実施について」の活動点検評価及びその目標とその達成に向けた活動計画の策定について、次のとおり承認を求め。令和2年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

※資料を基に説明

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局  
(外崎)

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月10日

農業委員会  
会 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_